

## 地域づくり活動助成事業（市制施行30周年記念事業特別枠）選考方針

### 1 助成団体の選考方法

助成団体を選考するにあたっては、提出された要望書及び事業説明会によって選考する。事業説明会は一般に公開し、審査会は非公開とする。

#### (1) 書類審査

- ① 提出された要望書及び添付資料により、事業を審査する。
- ② 書類審査による質問、意見等は、原則として当日の事業説明会で確認する。

#### (2) 事業説明会の実施方法

- ① 説明に当たっての使用する資料及び手法（パワーポイント、パネル、模造紙など）は自由とする。ただし、模造紙を使用する場合は、原則として2枚までとする。
- ② 事業説明会は、各団体の説明時間を8分、質疑時間は団体一括質疑で10分とする。
- ③ 質問については、下記2「選考基準」に記載の事項、要望書の記載内容及び説明内容についての不明な点、その他選考委員において質問したい事項について行うものとする。

#### (3) 助成対象事業、団体の審査

- ① 各選考委員は、下記2「選考基準」に沿って、別紙「地域づくり活動助成要望団体審査票」（以下「審査票」という。）により選考を行う。
- ② 採点は、合計点を50点とする。  
各項目の基準点は5点とし、最高点を10点、最低点を1点とする。
- ③ 審査票は、最後の団体の審査が終了した後、事務局で取りまとめ、集計する。

#### (4) 助成事業の選考

各選考委員が採点した点数の平均点を選考委員会の点数とし、平均点が高い事業から順次、予算の範囲内で助成対象事業を選考する。ただし、要望団体に関する選考委員がいる場合は、当該団体の審査から除外したうえで、平均点を算出するものとする。

なお、予算の範囲内であっても、平均点が25点に満たない場合は採択しないものとする。

### 2 選考基準

提案された事業については、事業の公益性をはじめ、事業の基本的な目標を達成するために必要な事項や、事業の効率性、推進力を高めるうえで必要な次の事項を勘案して審査する。

#### (1) 助成対象事業の公益性（10点）

地域課題を適切に捉えているか。

地域課題の解決の必要性、緊急性があるか。

(2) 助成対象事業の有効性（10点）

地域資源の有効な活用方法や、関係機関に対する状況把握やアプローチの方法など、問題解決のための手法が具体的かつ適切か。

地域課題の解決に関して成果が期待できるか。

事業実施年度末までに、一定の成果が得られる事業となっているか。

(3) 事業の実現可能性（10点）

事業を確実に実施するための実施体制は十分か。

広く市民の意見を聞いたり、事業やその成果を知らせるなど、市民が事業に参加する機会を設けているか。

他の市民活動団体、行政機関（商工会などの公共的機関を含む）、事業者などとの連携が図られているか。

(4) 事業の継続性（10点）

実施する事業について、助成終了後も継続した活動が行われ、地域の課題解決につながる見込みがあるか。

(5) 経費の適正性（10点）

事業の内容、見込まれる成果を勘案して、妥当な事業費か。また、経費の積算は適正か。